

災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務 (応急復旧、応急対応) 及び建設資機材調達に関する協定書（案）

国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長（以下「甲」という。）と、○○ ○○株式会社 代表取締役○○ ○○（以下「乙」という。）とは、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合における応急対策業務及び建設資機材調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が所管する管内等において発生した地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害（以下、「災害」という。）が発生、又は発生する恐れがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲・対象施設）

第2条 富士砂防事務所管内の山梨県側（別図参照）

2. 甲が管理又は工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
3. 甲の管内に位置する地方公共団体の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
4. 前3項に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における乙の管外の災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む）

（業務等の内容）

第3条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に業務等を要請するものとする。なお、業務の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲と乙双方が調整の上、実施するものとする。

2. 甲は、前項の要請を行おうとする時は、乙に使用可能な建設機械、資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「乙の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
3. 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに甲の情報を収集し、現場責任者を定め甲に報告するものとする。但し、甲の管内で非常体制基準に達した災害（震度6弱以上の地震、噴火警戒レベル4以上）が発生した場合、乙は、前項の要請を待たずに、乙の情報の収集を開始し、甲への報告に努めるものとする。
4. 業務等の指示は、甲が行うものとし、甲が指名する者（以下「監督者」という。）は監督を行う。乙又は現場責任者は、応急復旧の方法等について監督者へ協議を行うものとする。

5. 乙は、甲の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、業務等を実施するものとする。

なお、中部地方整備局が緊急災害対策派遣隊（以下「TEC-FORCE」という。）活動を開始し、甲の出動要請があった場合、乙は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、TEC-FORCEとともに、TEC-FORCE パートナーとして、被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

6. 甲からの指示により、甲が貸与する災害対策車両の運搬・設営・運転操作・撤去等及び乙が所有する建設資機材の運搬、設置、操作・撤去等を行うものとする。ただし、甲は、事前に乙の同意を得るものとする。

7. 甲から出動要請を受けた乙は、第2条第1項の業務等の実施範囲において噴火警報が発表された場合は、解除後に前項までの業務等を実施するものとし、火口周辺・噴火警報が発表された場合は、甲と調整の上、前項までの業務等を実施するものとする。

8. 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。なお、業務等の遂行に必要な事項について、乙は甲に可能な限り協力する。

（業務等の実施、完了報告）

第4条 乙又は現場責任者は、業務等が完了したときには電話等により、直ちに監督者への旨を報告するものとする。業務等の完了は、遅滞なく書面による報告も行い、甲、乙相互に確認するものとする。

2. 乙は、業務等が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに書面により監督者に報告するものとする。

甲は、必要と認めるときには、業務等の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

（業務等の実施体制）

第5条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。

2. 乙は、技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲に報告するものとする。

3. 乙は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において迅速に業務等ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（建設資機材等の調達）

第6条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に建設資機材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

2. 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資機材等の在庫情報を収集し、甲に報告するものとする。
3. 甲は、前項の規定により報告される建設資機材の在庫情報により、乙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
4. 乙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに甲の指示する場所に調達を実施するものとする。
5. 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

(建設資機材等の提供)

第7条 甲及び乙は、本協定でいう業務等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第3条（業務等の内容）の規定により乙に出動を要請したときは、遅滞なく出動の内容に係る契約を締結するものとする。また、第6条（建設資機材等の調達）の規定により乙に調達を要請したときは、遅滞なく甲と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

(地方公共団体等からの要請)

第9条 甲は、管内の地方公共団体等から甲に第3条（業務等の内容）、第6条（建設資機材等の調達）の要請があったときは、乙に第3条（業務等の内容）、第6条（建設資機材等の調達）に基づく要請の他、地方公共団体等との契約による業務等及び建設資機材等の調達実施を打診することができる。

2. 甲は、被災状況に応じて、被災地方公共団体の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、乙に地方公共団体等への協力要請の調整を打診することができる。
3. 乙は、前2項の規定により甲から打診を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第10条 甲は、本協定に基づき乙が実施する業務等の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

2. 本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、乙は TEC-FORCE パートナーとして活動し、被災地において広報や災害応急対策業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組について可能な範囲で協力するものとする。

(費用の見積書の提出)

第11条 乙は、業務等の完了後、当該業務等に要した費用について見積書を甲に提出するものとする。

(契約変更の実施)

第12条 甲は、前条の見積書の提出を受けたときは、その内容を精査し契約の変更を行うものとする。

(費用の請求等)

第13条 乙は、工事等の完了届け、引渡書、請求書を提出し、完了検査を受けるものとする。甲は、完了の確認後、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 乙は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

(訓練の実施)

第15条 甲及び乙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(意見交換会の実施)

第16条 甲及び乙は、必要と認めるときは、意見交換会の開催を要請することができるものとする。

(有効期限)

第17条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和11年3月31日までの期間とする。

(協定の解約)

第18条 甲若しくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲、乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2. 本協定締結後、甲又は乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(本協定の効力)

第19条 本協定は、甲若しくは乙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではない。

2. 乙が中部地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においてはこの限りではない。
3. 取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請があった場合、甲は、書面による通告をもって協定の解除を行うことができるものとする。

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和8年 3月〇〇日

甲 静岡県富士宮市三園平1100
国土交通省中部地方整備局
富士砂防事務所長 光永 健男 印

乙 ○○県市○○町○○- ○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

別図

災害時協定締結区域（管内図）

